

平成31年度「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「中央線あるあるプロジェクト（以下、「あるあるプロジェクト」という。）」では、「なみじやない、杉並！」をキャッチフレーズに、杉並区内JR4駅周辺（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）の魅力積極的に発信することで、国外を含む区内外からの来街者の誘致を図り、街の「にぎわい・商機」の創出につなげる活動を展開しています。

そこで、観光情報の発信にあたり、情報の受け手を意識したマーケティング力・企画立案力・情報伝達力等を有する優れた事業者を選定するため、本プロポーザルを行います。

2 業務の概要

(1) 業務名

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務

(2) 業務内容

A:「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

B:「外国人」旅行者集客の

観光情報の発信対象として、AもしくはBのいずれかを選択し、以下の例示を参考にしつつ、多様な媒体を活用することで、区内JR4駅周辺の情報を魅力的に発信する。

【例】

- ・ウェブサイト、SNS等を活用した情報の発信
- ・あるあるプロジェクトWEBサイト等とのタイアップ企画の実施
- ・訪日を予定している外国人を対象とした海外現地でのPR活動（Bのみの例）
- ・観光ガイドブックやPR動画の作成及び効果的な情報の拡散
- ・情報誌等への記事掲載
- ・区内イベントと連動したPR活動
- ・その他、効果的な情報の発信

※業務とは、企画・関係各所との連絡調整・取材（取材許可や画像の使用許諾を含む）・編集・翻訳・校正・実施・結果報告までを含みます。

※本業務では、提案事業者による撮影を前提とします。あるあるプロジェクトで保有する画像の提供については、採択後の協議事項とします。

※翻訳はネイティブ、もしくはそれと同等のレベルの者が行い、必要に応じてあるあるプロジェクトが指定する固有名詞を使用しながら翻訳を行ってください。

※動画を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計を含む一連の作業を業務の対象とします。

※業務の実施は、令和2年3月31日までに完了するものとしてください。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和2年3月31日

(4) 事業規模及び採用数

(ア) 事業規模：1事業あたり最大2,500,000円（消費税込）

※業務の完了が10月以降の場合、消費税は「10%」です。

(イ) 採用数（上限）：2事業者

原則としてAから1事業者、Bから1事業者を選定します。ただし、A・B間に著しい評価点の相違がある等の理由がある場合には、選定会議の判断により、AもしくはBの一方から2事業者を選定することがあります。

(ウ) 1事業者が提案できる事業数は、A・Bそれぞれで1事業までとします。

なお、主たる媒体と連動して同内容を従たる他媒体に掲載する場合や、複数の事業を一体として提案する場合は、まとめて1事業として取り扱います。

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 提案主体が法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	平成 31 年 4 月 26 日（金） ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
質問受付期間	令和元年 5 月 13 日（月）午後 3 時まで（必着）
質問回答	令和元年 5 月 16 日（木）以降 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
企画提案書等の提出期限	令和元年 5 月 23 日（木）午後 3 時まで（必着） 持参または郵送（郵送の場合、書留郵便に限る。）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和元年 5 月 31 日（金）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和元年 6 月 12 日（水）（予定） 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。 ※審査会場には、プロジェクターを用意します。 ※用意できる端子は、HDMI、VGA ケーブル（D-Sub15 ピンアナログ RGB）のみとなります。 ※Apple 社製の PC を使用される方は、変換器を持参してください。 ※その他、プレゼンテーションに必要な資料等があれば、各 7 部ずつご用意ください。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和元年 6 月中旬頃に通知します。（予定）

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

別紙「質問書」（様式 1）に質問内容を記載の上、電子メール（PDF ファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「【問合せ】「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

(2) 質問の受付先

「10 問合せ先」に同じ

(3) 質問の受付期間

令和元年 5 月 13 日 (月) 午後 3 時まで (必着)

(4) 質問の回答方法

令和元年 5 月 16 日 (木) 以降、「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。

「あるあるプロジェクト」ホームページ URL 「<https://www.chuosen-rr.com/>」

(5) 質問事例

	質問項目	質問	回答
1	2 業務の概要 (2) 業務内容 (3) 履行期間	情報誌等への記事掲載などは、契約期間中に掲載が終了していなければならないのか。	紙媒体は、令和 2 年 3 月末日までに発行される媒体に掲載すること、また、WEB、SNS 等は、令和 2 年 3 月末日までに配信することが提案条件となる。なお、掲載・配信期間の終了時期については、特段の条件はない。
		受託事業の開始時期は、契約締結後、準備状況に応じて、受託者のタイミングで開始して良いか。また、終了時期は履行期間である令和 2 年 3 月 31 日まで続けることになるのか。	事業の開始時期は、企画提案書で提案する事項となるが、詳細は、採択後の協議事項となる。なお、終了時期は、提案内容や、効果の検証方法などにより前後することとなるため、必ずしも令和 2 年 3 月 31 日まで継続することが必須ではない。
2	その他 素材の提供	「あるあるプロジェクト」WEBサイトの素材使用が前提となる提案は可能か。	本プロポーザルは、実施要領『1 目的』に従い、原則、提案事業者による取材・制作等が前提となる。質問の WEB サイトの素材使用は、著作権等の個別具体的な協議が必要となるため、注意願う。
3	その他 訴求対象・内容	「あるあるプロジェクト」で特に重点を置いている、または今後重点を置く予定の訴求先(国・地域等)、および訴求したい場所・物はあるか。	本プロポーザルは、実施要領『1 目的』に従い、観光情報の発信について優れた事業者を選定するために行うものであり、企画提案書にて「あるあるプロジェクト」が訴求すべき事項などについて、貴社の考えを提案願う。
4	その他 対象国(人・使用言語)	(B:「外国人」旅行者集客の促進に向けた情報発信の場合) 対象国は 1 か国でいいのか。また、使用言語は、対象国に準ずる言語のみで良いか。	対象国の国数・使用言語の指定はない。
5	その他 請求	事業費の請求タイミングは決まっているか。	業務の履行を確認後になる。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

正本 1 部と副本 7 部をそれぞれ製本 (A4 縦長ファイル等で綴じる) し、提出してください。

(3) 提出方法

「あるあるプロジェクト」事務局へ持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務 応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(5) 提出期限

令和元年5月23日(木)午後3時(必着)

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

(ア)「企画提案書」の様式は、任意で結構ですが、【様式2-2】に示す項目は必ずご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。「企画提案書」は、概ね10ページ(パワーポイントの場合、10スライド)以内としてください。

(イ)別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4サイズ縦長カラーを基本とします。(A3サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4サイズ縦長の形式で提出願います。)なお、別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4縦長ファイルに綴じてください。

(ウ)①正本については、参加事業者が特定できるように作成をお願いします。

②副本については、審査に利用する関係上、「参加事業者の名称」や「参加事業者のロゴマーク」等、参加事業者が特定される情報の使用は控えてください。ただし、活用する媒体の名称や媒体のロゴマーク等については、この限りではありません。

※正本を複写し、副本として活用する場合、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、ご配慮をお願いします。

※企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、手続きに不備が多い場合は、失格となる場合があるので、特にご注意ください。

7 受託者候補者の選定手順

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務受託者候補者選定会議(以下、「選定会議」という。)において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる2事業者(予定)を受託者候補者として選定します。なお、「(4)事業規模及び採用数」の(ア)に定める事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準

(ア) 業務遂行力や業務実績に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務遂行力	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員が確保され、確実に業務を遂行し得るスケジュールとなっているか
業務実績	・過去に類似の事業を実施したことがあるか ・自治体または民間との類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか ・実績として挙げた類似業務は効果的であったか

(イ) 企画提案に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務に対する取組み姿勢	・業務に対する取組姿勢が意欲的か
業務の理解度	・「あるあるプロジェクト」が実施している観光事業の現状や課題を理解した上で、優良な提案を行っているか ・国内旅行者や訪日・在日外国人の特徴を理解した内容の提案となっているか
提案内容の妥当性	・実施手順や、その方法は妥当であるか ・実効性の高い内容となっているか ・杉並区の「にぎわい・商機」につながる、独創的で特色のある提案が盛り込まれているか ・国内旅行者や訪日・在日外国人が区へ訪れたいような魅力的な提案となっているか

	・設定した目標数値は妥当な数値で、目標達成の手法が実現可能なものであるか
資料調整能力	・企画提案書はグラフや図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか ・留意事項に沿った企画提案書を提出しているか
費用対効果	・コストに見合った提案であるか
事業者プレゼンテーション及びヒアリング	・一般的に内容を把握できる説明となっているか ・具体的かつ、論理的な説明となっているか ・制限時間を順守できているか ・評価者からの質問に対して的確に回答できているか (企画提案内容に対する評価も含む)

(2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考します。第一次審査の結果は、令和元年5月31日（金）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、事務局より第一次審査通過事業者に対して通知します。なお、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は、評価の対象となりません。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和元年6月中旬頃に、事務局より第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に選定会議設置から受託者候補者の決定までの間、プロポーザル参加者（参加予定者の関係者を含む。）が、選定委員及び本プロポーザルに関する事務局職員と故意に接触（書類の提出や要領に定められた質問等の正当な行為を除く。）することを禁じます。

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9 その他留意事項

(1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。

(4) 提出された企画提案書等は返却しません。

(5) 企画提案書等について情報公開の請求があった場合、公開することがあります。

(6) 参加事業者が本件を途中で辞退する場合は、速やかに下記担当者に連絡をしてください。

(7) 本件により選定された受託者候補者が「あるあるプロジェクト」と契約を締結する場合にお

- いては、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「あるあるプロジェクト」の承諾を必要とします。
- (8) 本件により選定された受託者候補者は、必要に応じて「あるあるプロジェクト」作業部会への出席、進捗状況の報告を行います。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (10) 提案内容は、著作権等の権利を正当に行使できる内容としてください。また、事業実施による成果物の著作権等の権利は「あるあるプロジェクト」に帰属することを原則とし、難い場合は別途協議を必要とします。
- (11) 著作権等の権利の使用に関わる費用は、事業規模内に含めてください。

10 問合せ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 インテグラルタワー2階

中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区産業振興センター観光係）

担当 橋本・江崎・重田

受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）

電話 03-5347-9184（直通）

E-mail HASHIMOTO-NATUKI@city.suginami.lg.jp

ESAKI-HIROSHI@city.suginami.lg.jp

SHIGETA-TAKURO@city.suginami.lg.jp